

市議会のうごき

3月定例会・常任委員会を開催します 問 議会事務局 ☎724・4049

本会議・委員会を下表のとおり開催します。開会時間は午前10時です(3月19日、22日は午後1時30分)。

月	日	曜日	内 容
2	20	水	本会議(包括外部監査結果報告・補正予算提案理由説明・委員会付託)、常任委員会(4常任委員会同時開催)
	22	金	本会議(表決・施政方針・新年度市長提出議案提案理由説明)
	25	月	議案説明会
	26	火	全員協議会
3	7	木	本会議(代表・個人質疑)
	8	金	総務常任委員会・健康福祉常任委員会
	11	月	議案説明会
	12	火	文教社会常任委員会・建設常任委員会
	13	水	議案説明会
	14	木	常任委員会予備日
	15	金	本会議(一般質問)
	18	月	本会議(一般質問)
	19	火	本会議(一般質問)
	20	水	本会議(一般質問)
22	金	本会議(一般質問)	
28	木	本会議(表決)	

議事を傍聴しましょう

※ 請願・陳情の受付締切は2月20日(水)午後5時です。

※ 本会議・常任委員会は町田市議会ホームページでインターネット中継・録画中継をしています。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

※ 会議の日程・時間等は変更になることがあります。

ツイッターで情報発信

Twitterアカウント名=町田市議会(町田市公式) @machida_gikai



市民税・都民税納税通知書送付用封筒の広告を募集します

問 市民税課 ☎724・3067

市民税・都民税を納税義務者本人が納付している方(主にサラリーマン以外の方)に、納税通知書を送付するための封筒です。この封筒に掲載する広告を募集します。
発行部数 7万5000枚(予定)
発行期間 6月～2020年3月31日(主な使用時期は6月)
募集枠数 1枠(縦5.5cm×横17.5

cm、インクは黒色)
費5万円
申込書(町田市ホームページでダウンロード)に必要事項を記入し、3月15日まで(必着)に直接または郵送で市民税課(市庁舎2階)へ。
※ 詳細は町田市ホームページをご覧ください。

バイクや軽自動車の廃車等の手続きはお早めに

問 市民税課 ☎724・2113

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)があるバイク等を所有している方に課税します。

次の①～⑥に該当する方は、3月29日までに登録・廃車・名義変更等の手続きを行って下さい。
① 町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等を所有している
② 町田市外に転出する方でバイク等を所有している
③ バイク等を廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない
④ バイク等が盗難にあった
⑤ バイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない
⑥ バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている

【手続き先】

各窓口とも3月中旬以降は大変混み合いますので、手続きはお早めをお願いします。
※ 手続きに必要な書類等は、町田市ホームページで事前にご確認下

さい。
○125cc以下の原付バイクと小型特殊自動車 = 市民税課 ☎724・2113、忠生市民センター ☎791・2802、鶴川市民センター ☎735・5704 / 受付時間 = 月～金曜日の午前8時30分～午後5時
○125ccを超えるバイク = 多摩自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2033
○軽三輪・軽四輪自動車 = 軽自動車検査協会多摩支所 ☎050・3816・3104
※ 125ccを超えるバイク及び軽四輪等は、名義変更や廃車手続きのほかに、税申告の手続きも必要です。例年、名義変更や廃車手続きが4月1日以前に済んでいるにもかかわらず、税申告の手続きがなされないために、納税通知書が発送される場合が多くあります。手続きが済んでいるか不明な場合は、市民税課で税申告手続きの有無を確認して下さい。

給与所得のある皆さんへ～ご協力をお願いします

個人住民税の特別徴収

問 市民税課 ☎724・2114、2115

給与所得のある方の個人住民税は、事業所(給与の支払者)を通じて、給与から差し引いて納付する「特別徴収」によるのが原則となっています。

【複数の事業所から給与を受給している方】

2か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方は、「主たる給与を受けている事業所」でまとめて特別徴収が行われます。原則として、前年に特別徴収を行った事業所で特別徴収が行われ、前年に特別徴収を行った事業所がない場合は、給与の支払金額が一番多い事業所で行うこととなります。ただし、事業所からの給与支払報告の内容等によって、原則どおりにならないこともあります。主たる給与を受けている事業所

の指定を希望する方は、事前に「市民税・都民税申告書」で特別徴収を行う事業所を申し出て下さい。

【給与の他にも所得がある方】

給与の他に所得(不動産所得や営業所得等)がある方は、原則として給与以外の所得に係る個人住民税についても、給与を受けている事業所でまとめて特別徴収が行われます。

給与以外の所得に係る個人住民税について、個人で納付する「普通徴収」を希望する方は、「所得税の確定申告書」または「市民税・都民税申告書」で、その旨を申し出ただけが必要です。なお、この申し出は毎年必要です。

※ 詳細は町田市ホームページをご覧ください。

街路灯・公園灯をLED照明へ更新します

問 調査について = 調査代表会社 国際航業(株) まちづくりマネジメントグループ ☎042・307・7240、町田市道路維持課 ☎724・1121、町田市公園緑地課 ☎724・4399

市では、二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の低減をはじめ、電気料金の削減や安全安心なまちづくりを推進するため、市が管理する街路灯・公園灯をLED照明へ更新します。

更新に向け、2月から全灯の現場調査を行います。調査員は身分証明書を携帯し、調査を行います。4月以降、調査が完了した箇所から2021年3月末までに2万8500灯すべてを、順次LED照明へ更新します。

消費税率の引き上げに伴い、使用料及び手数料を改定します

問 財政課 ☎724・2149

10月の消費税率の引き上げに伴い、使用料及び手数料を改定します。改定後の料金については、現行の料金に消費税率の引き上げ分を、原則10円単位で上乗せした金額です。

料金改定を行う使用料及び手数料は下表のとおりです。

なお、10月1日以降の施設利用やサービス利用に対してお支払いいただく分から、新料金を適用します(前払いの場合も新料金を適用)。

使用料・手数料名称	問い合わせ先
忠生市民センター使用料	忠生市民センター ☎791・2802
鶴川市民センター使用料	鶴川市民センター ☎735・5704
南市民センター使用料	南市民センター ☎795・3165
なるせ駅前市民センター使用料	なるせ駅前市民センター ☎724・2511
堺市民センター使用料	堺市民センター ☎774・0003
小山市民センター使用料	小山市民センター ☎798・1927
木曾山崎コミュニティセンター使用料	木曾山崎コミュニティセンター ☎793・3030
成瀬コミュニティセンター使用料	成瀬コミュニティセンター ☎723・6763
つくし野コミュニティセンター使用料	つくし野コミュニティセンター ☎796・1955
木曾森野コミュニティセンター使用料	木曾森野コミュニティセンター ☎725・4939
三輪コミュニティセンター使用料	三輪コミュニティセンター ☎044・987・1951
市民フォーラム使用料	町田市民フォーラム ☎723・2888
男女平等推進センター使用料	男女平等推進センター ☎723・2908
市民ホール使用料	町田市民ホール ☎728・4300

使用料・手数料名称	問い合わせ先
鶴川緑の交流館使用料	和光大学ポプリホール鶴川 ☎737・0252
フォトサロン使用料	町田市フォトサロン ☎736・8281
体育施設使用料	スポーツ振興課 ☎724・4036
学校施設使用料	
国際版画美術館使用料	国際版画美術館 ☎726・2771
国際版画美術館閲覧手数料	
わくわくプラザ使用料	わくわくプラザ町田 ☎723・2180
健康福祉会館使用料	健康福祉会館 ☎725・5471
ひなた村使用料	ひなた村 ☎722・5736
青少年センター使用料	大地沢青少年センター ☎782・3800
自然休暇村使用料	
原町田一丁目自動車駐車場使用料	市営原町田一丁目自動車駐車場 ☎724・3296
文化交流センター使用料	町田市文化交流センター ☎710・6611
小野路宿里山交流館使用料	小野路宿里山交流館 ☎860・4835
祭壇使用料	福祉総務課 ☎724・2537
えびね苑使用料(入苑料)	公園緑地課 ☎724・4399
公園施設使用料(施設利用料など)	
文学館使用料	町田市民文学館 ☎739・3420
公民館使用料	生涯学習センター ☎728・0071
廃棄物処理手数料(し尿)	下水道整備課 ☎724・4306
廃棄物処理手数料(ディスポーザ汚泥)	資源循環課 ☎797・2732